

広報



村章
昭和51年4月
1日に制定

こうなん

'77・8

No. 107

編集・発行

大里郡江南村役場

TEL 36-1521 360-01



— 八坂祭 —

7月15日板井地区八坂祭が盛大に行われました。今年は20年ぶりに「おみこし」「山車」も地区内をねり歩き、老いも若きも楽しい一日をすごしました。

(写真は、おみこしをかつぎもみ歩く板井若連)

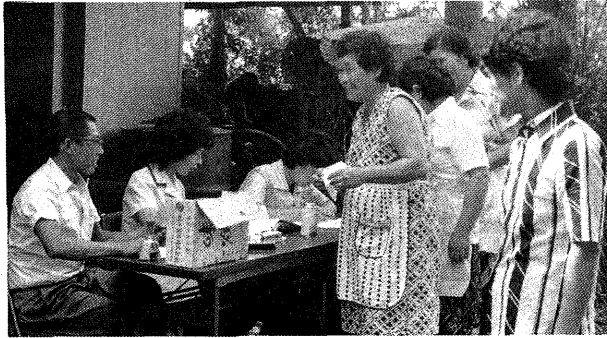
おもな内容

- | | | | | | | | | | |
|----------------------|-------------|------------|--------------|-------------|--------------|--------------|---------------|--------------|--------------------------|
| 住民検診を
受けましょう……(2) | 交通非常事態……(3) | 婦人部結成……(4) | 空中防除を実施……(5) | 年金コーナー……(6) | カメラニュース……(7) | 県民大学校開催……(8) | 同和問題シリーズ……(9) | よい子の作品……(10) | 国民健康保険のしくみ
お知らせ……(11) |
|----------------------|-------------|------------|--------------|-------------|--------------|--------------|---------------|--------------|--------------------------|

大切な健康診断

住民検診を受けましょう

8月21日～8月30日各字で実施



▶みなさんおそろいでお出かけ下さい。(昨年桶春で)

毎年実施しております住民検診を、本年度も小原療養所、東京大学医学部の御協力をいただき実施いたします。
脳卒中、心臓病などの成人病を予防するには、何といたっても早期に発見することです。異常が自覚されなくても、定期的に年に一度は健康診断を受けることが必要です。異常がみつかったても、しっかりと管理すれば、健康人と変わらない生活ができます。
この機会に数多くの方々が受検

日		検査		会場名
月	日	午前	午後	字名
8月	21	午前	午後	本 沢 三 成 (下)
8月	22	午前	午後	上 新 田 新 押 切
8月	23	午前	午後	小 江 川
8月	24	午前	午後	下 押 切 樋 春 北
8月	25	午前	午後	成 沢 (上) 御 正 新 田 (上)
8月	26	午前	午後	樋 春 南 御 正 新 田 (下)
8月	28	午前	午後	須 賀 広 野 原
8月	29	午前	午後	板 井 塩
8月	30	午前	午後	柴 千 代 全 域

午前、9時30～11時30 午後、1時～3時

されるようお願いいたします。
○対象者
二十歳以上の方で会社、事業所へ勤めていない方、また、昭和五十一年四月二日から五十二年四月一日までに生れた幼児。
○検査項目
X線撮影、血圧測定、尿検査、肺活量、視力、身長、体重などの検査のほか健康相談も行います。また、幼児についてはツベルクリン反応を行います。
○検診日
各字ごとに表の日程により行います。もよりの会場で受検して下さい。

検診の大切さ
五十歳一女性より
八月の初秋の蚤もあがるし、お盆を迎える前後にいつも検診の個人カードの受診票が、衛生委員さんから配られ、今年も健康診断を受けて、健康を確かめ安心して仕事ができます。
住民検診も毎年八月に行っているの、まるでお正月やお盆を迎えるように大きな年中行事の一つとなつて、私共の生活のリズムに入ってきております。よそではレントゲンだけ撮っているとこもあると聞いておりますが、江南村では療養所のお陰で大変丁寧な健



にいわれたようですが、自覚症状がないまま放置していたら脳出血で倒れてしまったそうです。
私は、検診の大切さをまざまざと感じました。いつまでも住民検診を続けてください。

康相談がなされて本当にありがたく思っております。先日聞いた話ですが、今から十五年前、嫁の身分で健康診断を受けに行くのは生意気だといわれ、しばらく健康診断も受けられなかつた話を聞きましたが、今の時代には考えられないことです。その姑さんも検診で血圧が高いので医師にかかるよう

交通非常事態

交通ルールを守り

命を大切にしよう

埼玉県内の交通事故は、本年に入り件数、死者、傷者とも大幅に増加し、特に死者数は日本一と最悪の事態になっています。

死亡事故の被害者は、歩行者と自転車利用者が多く、特に十五歳以下の子供と六十歳以上の老人の事故が目立っています。一方加害者は、十六歳から二十四歳までの若人の運転者が多く、スピードの出し過ぎによる事故が増加しています。

皆さん、「交通ルールを守り命を大切にしよう」を合言葉に、次のことを守って、事故を起こさない、事故にあわないよう注意してください。

◎ 運転者の皆さん、ゆつくり走って心にゆとりを……
死亡事故の約三十三％は、スピードの出し過ぎによるものです。スピードの出し過ぎは、ドライバーの視覚能力の低下や車の停止距離

離の増大など、事故につながる条件が増加し、また衝突時には衝撃力の増大から、死亡事故になりやすいので、ゆつくり走って心にゆとりをもって運転しましょう。

◎ 自転車利用者の皆さんは、交差点で一時停止を、

「遊び」ながら

安全教育を

◎ 八月は事故多発期
八月は、一年のうちで最も交通事故の多い月です。なかでも目立つのが、いたましい子供の犠牲者です。

夏休みの解放感と暑さによる心身の疲れから、子供たちの注意力も鈍りがちなうえに、ドライバーも暑さと疲労で居眠り運転が増えるなど、子供への注意がおろそかになりがちです。

子供を交通事故から守るには、公園など安全な場所で遊ばせることはもちろんですが、日ごろの安

自転車事故の約六十三％は、交差点で発生しており、事故原因は自転車利用者の一時停止違反や安全通行違反などが多くなっています。交差点では、必ず一時停止して左右の安全を確認してから通行しましょう。

◎ 歩行者の皆さんは、安全な横断を、
歩行者事故の約七十三％は、道路の横断中に発生しており、事故原因は歩行者の車両の直前直後の横断やとび出しなどが多くなっています。道路を横断するときは、必ず立ち止まり左右の安全を確認してから渡りましょう。

全教育が何よりも大切です。といっても「あぶないよ」とか「注意しなさい」といった抽象的なことばだけでは、子供は自分の行動に結びつけて理解することはできません。むしろ、子供の日常をよく観察しながら「遊び」に結びつけて交通ルールを教えるのが効果的です。ご家庭でいろいろ工夫してください。



各字に婦人部を結成

入会の申込は

八月末日まで

村では各地域に婦人部が結成されることを願ってこの程各字の区長さんに依頼いたしました。

婦人部が設立されることにより、婦人の皆様に村政へ積極参加をして頂き、地域の発展を求め、近隣助け合いを助長し、婦人同志の地

交通事故相談所

ご利用ください



不幸にして交通事故にあわれた場合、どのくらい損害賠償が請求できるのか、また支払わなければならないのか、その内容はどんなものか、円満に話し合いができないときはどうしたらよいかなど、民事問題についていろいろの問題がおこります。

これらいろいろのことについて、専門の相談員と顧問弁護士が、正

位を向上させていくことが大きなねらいでもあります。

従って、江南村に居住する満二十歳以上のすべての女性に入会資格があり、村内全家庭に会員が出来ることが望ましいのです。

入会申込は、字ごとに区長さんが取りまとめていますので、配布された申込書に記名、捺印のうえ最寄りの班長さんを通じて八月中に是非とも提出してください。

しい相談を無料でおこなっていますので、お気軽にご利用してください。

◎相談の場所

熊谷地方庁舎県民センター内
埼玉県交通事故相談所熊谷支所
電話 (21)七三〇〇番

◎相談の時間

毎日(日曜、祭日を除く)午前九時から午後四時まで。ただし、土曜日は正午までです。

巡回相談も実施します

江南村の心配ごと相談日にあわせて巡回相談を実施します。

◎今後の相談日は次のとおりです。

八月二十二日、九月二十六日

◎相談時間 午前九時三十分から

正午まで

◎場所 江南村母子健康センター

空中防除

八月十七日実施 雨天順延

ヘリコプターによる水田の病害虫防除が、八月十七日午前五時から十時頃まで実施されます。

農薬が散布される区域は、村内全域の水田を予定しておりますので、危被害防止のため次の諸点に御注意下さい。

○ 今回の防除は、いもち病、二化メイ虫、ツマグロヨコバイ、ウンカ類等を目的に農薬を十アール当り三kg散布します。

○ 養蚕、家畜、飼料
人体の肌にもふれるもの、口にすると有害なものは、特にご注意下さい。

また補正のため一旦終了しても、再度ヘリコプターが飛来することがあります。

○ 養魚池等は、散布中常時清水を補給し浮遊した農薬を流し去ってください。

○ 農薬は、低毒性のものを使用しますので故意に浴びない限り人体に影響はありませんが、付着した物を食べたり、大量に吸い込まないようにすると共に、井戸、水道の蛇口、食器、布団、洗たく物等は、散布中汚染しないよう注意してください。



○ 晩秋蚕の採桑は、できるだけ散布水田から離れた桑園より採桑するようにお願いします。

空中防除について、くわしくは役場産課へお問い合わせください。

特例納付で 年金を

国民年金

国民年金に加入しなかったり、加入しても保険料を納めなかった期間があるため、年金が受けられないで困っている人はいませんか。このような人のために、時効になつた古い保険料を納めて一定期間になれば年金を支給します、という特別な制度ができました。

この制度は、特別なものですから期間がきまつていて、今年の七月一日から五十五年六月三十日までの二年間だけ有効です。

保険料は、特例保険料といって、一カ月四千円で昭和三十六年以降の強制加入の期間ならだれでも納めることができます。

特例保険料を納めて、年金を受ける権利を確保するようにいたします。

農業者年金も 特例措置

農業者年金の保険料が時効のため納められなかったもの、及び当

然加入資格者（五十アール以上の農業経営主）であるが、未加入のものについて、時効救済の特別措置がとられました。

特別措置の期間内に農業者年金に加入し、また未納の保険料を特例納付すれば農業者年金の受給資格が得られます。

これらの保険料は、昭和四十六年から五十一年六月までの時効完成保険料であり、今年の七月一日から五十四年十二月までの一年半の間に、一ヶ月につき三千六百円です。

この機会をお見のがしなく、農業者年金の受給資格を得られるよう、ぜひ該当者は手続きをしてください。

くわしいことは、農業委員会や農協におたずねください。

福祉年金支給

小原郵便局で

福祉年金受給者の皆さん、今月十一日より小原郵便局で年金が支払われます。

今回は、五十二年度分最終の支払月ですので、証書をお預りして五十三年分の全額を記入いたしましたので、なるべく十一月・十二月（土曜のため午前中）にお受取りくださいようお願いいたします。

児童扶養手当

特別児童扶養手当の額が改定されます。

母子世帯の児童や、心身障害児を対象に支給されている「児童扶養手当」、「特別児童扶養手当」の額が八月分から次のように増額されます。

◎ 児童扶養手当

- 児童一人 月一九、五〇〇円 ↓ 二一、五〇〇円
- 児童二人 月二一、五〇〇円 ↓ 二三、五〇〇円

◎ 特別児童扶養手当

- 児童三人以降一人四〇〇円加算
- 重度の場合月二二、五〇〇円 ↓ 二四、八〇〇円
- 中度の場合月一五、〇〇〇円 ↓ 一六、五〇〇円

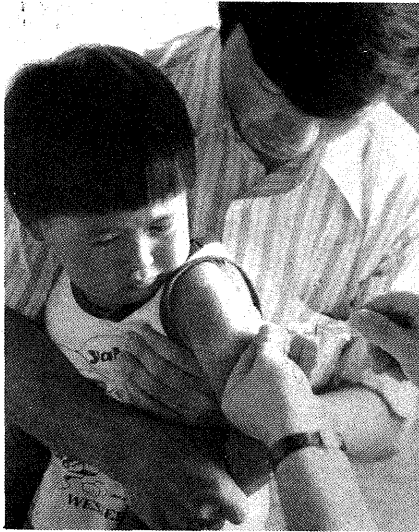
児童手当も改定

児童を三人以上養育している家庭を対象に、子供の健全な養育に役立ててもらおうと支給されている児童手当の額が、村民税の所得割非課税世帯にかぎり、十月分から次のとおり増額されます。

- ◎ 児童三人以上で一人につき月五、〇〇〇円 ↓ 六、〇〇〇円

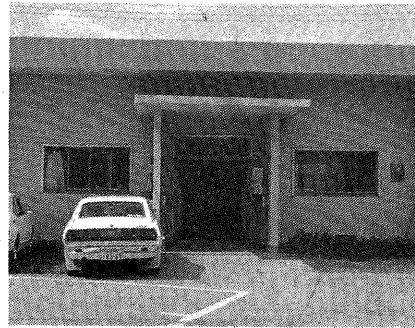
なお、該当者は届出の必要はありません。くわしくは、役場住民課までお問い合わせください。

7月21日母子健康センターに於て、日本脳炎予防注射を実施いたしました。(ばく泣かないよ)



▲九月末日完成めざして、急ピッチで進む村民体育館建設工事

フォト
ニュース



有線本部を改修し、七月一日より役場庁舎分館が完成、土地改良登記事務、国土調査事務を行っており、また、商工会事務室としても利用しております。

紹介します

◎ スポーツ少年団

現在、江南村には学校スポーツ少年団として、南小スポーツ少年団、北小スポーツ少年団があります。

活動は、年間を通して、土曜、日曜をあてています。種目は、季節によって違いはありますが、スポーツを通して健全な青少年を育成することを目的としています。

参加しませんか

県民大学校

県は、「自治と連帯」をすすめる学習の場を設け、地域社会づくりに積極的に参加しよう人づくり、グループづくりを寄与することを目的として県民大学校(短期講座)を開設しますが、その受講生を次のとおり募集しています。ふるつてご応募ください。

- 一、テーマ 「郷土埼玉を考える」
- 二、対象 コミュニティ・ボランティア活動を現に行っている、又は行なおうとしている者
- 三、定員 六〇名
- 四、場所 埼玉県熊谷地方庁舎

指導者として次の方々が、部長(教育長より任命されました。

- 南小 吉沢朝光 吉野幸男 小久保章二 大久保明 中村雅夫 斎藤道夫 高橋保夫 大島正己 飯島修
- 北小 馬場正美 広沢良行 鈴木常雄 大島守利 島山邦久 関口良行 福田征芳 広田富夫 橋本安行 神田稔 池田悦治

◎ 体育指導委員

次の方々が体育指導委員として

教育長より委嘱されました。体育指導委員の仕事は、江南村の社会体育推進のために、村民の皆さんの声をお聞きし、その要望にそって事業計画に参加し、また直接スポーツ教室等の指導者として活躍されるわけです。村民の皆さんのご意見、ご希望等として申し出てください。

橋本安行 大島正己 中島一夫
安藤喬司 馬場正美 池田悦治
小久保章二 中島清 鹿庭吉彦
神田稔

- 五、実施期日及び場所は、下表のとおり。
- 六、応募方法
所定の申込書を八月二十一日までに、熊谷地方県民センターに提出してください。

なお、この受講申込書は、役場総務課及び県民センターに備えてあります。

くわしいことは、熊谷地方県民センター(電二四一—一〇番)へ、お問い合せください。

実施期日及び講座内容

期 日	時 間	内 容
9月9日(土)	13:30~16:30	入校式、「郷土の文化と歴史」
9月16日(土)	9:00~16:00	現 地 見 学
9月30日(土)	13:30~16:00	「私たちの県政」
10月 7日(土)	同 上	「これからの地域社会づくり」
10月21日(土)	同 上	「ボランティア活動のすすめ」、修了式

◎ 講師は、実践活動をふまえた専門家を予定しております。又、講義の進め方は、討議方式も導入していきます。

同和問題シリーズ

(五)現在の同和対策

K ところで、これまで過去の同和対策について、いろいろとお話をうかがいましたが、現在行われている同和対策と一番ちがっているところとは、どんなところなのですか。

T はい、そのご質問は、とても大切なことです。くわしくは、これから、だんだんお話していくことにして、一番ちがっているところは、現在行われている同和対策にもとづいているということですか。

K どうして、そのことがちがうというのですか。

T 部落差別は、憲法によって保障された基本的人権にかかわる問題である。したがって同和行政を国の責任で行うということでありませぬ。

そして、そのことは、同和行政が、一時的な特別な行政でもなく、行政外の行政でもないということなんです。つまり、部落差別があるかぎり、人権問題としてこの行政を積極的に進めなければならぬということ、これらの点が、過去の同和対策と大

きくちがうところですね。

K 具体的には、どういうことになるのですか。

T 同和対策審議会が行った総括評価の内容を見てもわかるように、同和対策がバラバラな対策であつては、部落差別を解消することができません。

たとえば、生活環境の改善、社会福祉の充実、産業・職業の安定・教育文化の向上及び基本的人権の擁護などを内容にもつた総合対策でなければならぬということですね。

(六)同和地区にだけなぜ

K わたしの近所でも、同和対策事業が進められていますが、同和地区のまわりに住んでいる人からこんな声が出ています。

同和地区だけに、なぜ、特別に道をよくしたり、集会所を建てたりするのか。同和地区よりも、道の悪い所や、経済的に困っている人のいる所が、ほかにあるのではないか。それなのに、同和対策といつて特別に同和地区だけをよくしていくこと

は、かえって差別ではないか、というような声です。

こういう声をきいて、わたしは、なるほどと思つたり、いやそれはまちがった見方ではないか、と思つたりしている状態です。

今、過去の同和対策や運動のお話をうかがいして、かなり目が開けたように思うのですが、まだすつきりしない所があります。どう考えていったらよいのでしょうか。

T そうですねえ、わたしもそういう声をきいたことがあります。まず、そういう声の出ている状況、背景から考えてみましょう。

第一に、部落差別とは、どういうことか、正しくおわかりいただいていない方から出る場合が多いようですね。

第二に、行政、教育が徹底していない場合が考えられます。もちろん、この二つは、つながり合つていて、きちんとは、切りはなせないのですが、話の都合上、分けてお話ししましょう。

第一の部落差別とは、どういうことか、とてもこの時間だけではお話しきれないのですけれども、ごくみじかくまとめていうならば、現代でも部落差別は

根強く生きているということですよ。

前に、部落差別があるかぎり、この行政を進めていかなければならないのだ、といいましたね。人間に生まれて、だれでもあたり前のはずの権利や自由が、同和地区に生まれたというだけで、差別を受ける、つまり、職業を選ぶ自由、教育を平等に受ける権利、居住や移転の自由、結婚の自由など、現代においても完全に保障されていないということですよ。

なぜ、いつごろから、ということとは前章の「歴史」をお読みください。(次号へつづく)

(埼玉県教育局同和教育課)

県営住宅の入居者募集

—申告登録の追加受付実施—

県営住宅の入居は、昭和五十年から従来の抽選制度を改め、「申告登録制度」により実施しています。「申告登録制度」は、県営住宅に入居を希望する方から毎年一回定期に申告をいただき、優先度により登録を行い、その登録の順位に従い入居

していただくもので、今年は八月二十二日から九月二十二日まで、各市町村で申告の受付を実施します。

すでに登録してある方は再度申告する必要はありませんが、入居を希望する地区を変更する方は申告が必要です。

一、申告資格

申告できる方は、次の要件をすべて満たしている方に限ります。

(一) 埼玉県内に住所、又は勤務場所があること。

(二) 現に同居し又は、同居しようとする親族(婚約者等を含む)があること。

(三) 現に住宅に困窮していることが明らかなこと。

(四) 最近一年間の総収入が基準に該当すること。(詳しい基準については、申告用紙と同時に配布される「しおり」をごらんください)

二、申告用紙の配布

(一) 配布期間 昭和五十三年八月一日から九月十六日(日、祝日を除く)

(二) 配布場所

各市町村役場、各地方県民センターなどで無料配布されます。

なお、くわしいことは役場建設課までお問い合わせください。



あぶなかつたこと

江南南小二年

いいじまえみこ

わたしは、いつかい、こうつうじこにあつたことがあります。わたしは、びっくりしました。それは、みぎひだりみぎなのに、ひだりつきりか、みなかつたからです。

あそびのかえりに、あつてしまいました。そのときは、あめがふつていました。わたしは、こうつうじこになるとはしりませんでした。くるまにスカートがひっかかつてしまいました。そして、がつこうにはいつて、「とまつて、かくにんするんだな」とつていうことが、わかりました。このごろは、とまつて、かくにんをしているから、あぶないめにあいません。がつきゅうかいなんかのじかんのときに、こうつうあんぜんのべんきようをしています。

べんきようをうんとして、人にじようずといつてもらいたいほどうまくなつて、にかいめのこうつうじこにならないようにしたいとおもいます。

自転車点検

江南南小四年

岡部京子

わたしは、安全委員で、毎週月曜日、自転車置場集つています。自転車にのる前は、かならず点検がひつようです。のつていて、パンクしていたり、ブレーキがきかないと、たいへんなことにあります。ブレーキがきかないと、事故になりやすいのです。

この前、おにいさんが遊びに行くときに、自転車点検をしないでいったので、道に出たらパンクでのれなかつたことがあります。その車はころがせないのです。もつて、しゅうりに出したことがありました。持つていったので、重かつたといつていました。学校で、自転車点検表という紙を配り四年生から、学校に持つていくことになっています。わたしの自転車は、前ブレーキがきかなくて、ライトもあります。アブラもよくくれてありません。それだけがけつです。早く直して、けつがないようにしたいです。

あの時ぼくは

江南南小六年

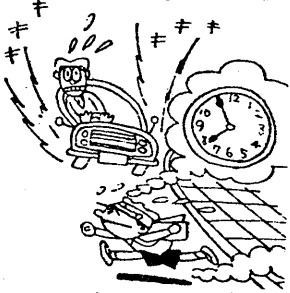
武政明秀

ぼくは、あの時のことを思い出すと、おそろしさのあまり心ぞうが、はれつしそうになる。

あの時と言うのは、ぼくが三年の時のことだ。小川県道を横切ろうとして飛び出してしまった。それも、ただの飛び出しでなく、バスの後ろからの飛び出した。それだけではない。バスの後ろを通りすぎ、センターラインをすぎた時だ。

「ブブブ」と言う音とともに、急ブレーキをかけたトラックが、ぼくの方にむかつて来た。ぼくはひやつとして、ひつしでかけた。ぼくはたすかつた。が、なぜこんなあぶないことをしてしまつたのだろうか。

ぼくは、それらしい、ぜつたい飛び出しをしたことはない。むしろ、わたり終るまでに車が来ないと思つても、「もしも」と言うことを考え、車を、まつよ



国民健康保険のしくみ

◎ 制度の目的と趣旨

国民は誰でも病気やケガをしたときは、保険によって、医師(保険医)の診療を受けられるようになっていきます。これを国民皆保険といつております。

◎ 国民皆保険



このほか会社や官庁などの職場に働く人達には、健康保険や共済組合などの医療保険制度があるのは、ご承知のことと思います。

つまり、国民健康保険に加入してない人を対象にした保険制度ということになります。

◎ 国民健康保険の運営は市町村

国民健康保険の運営は、私たちの住んでいる江南村が行います。これを保険者といふ。

また、同一都道府県内の同一業種が集まつてつくつていている国民健康

組合保険者として、国民健康保険に当つています。

◎ 国民健康保険に加入する人

先にもお話ししましたように、職場の健康組合に加入している人それに生活保護を受けている人以外は、みんな国民健康保険に加入しなければなりません。

国民健康保険の加入者を被保険者といつています。

国民健康保険は、一人一人が被保険者となりますが、加入その他の手続きは、世帯主が行うことになっていきます。

◎ 国民健康保険税

国民健康保険税は、国民健康保険の被保険者となつたその月の分から納めなければなりません。国民健康保険税の額は、被保険者の財政、つまり国民健康保険の支出が多いか少ないか、それと被保険者(世帯主)自体の所得などが主になつてきます。

◎ 国民健康保険料の負担

被保険者が医者にかかつたときの国民健康保険料は、診療を受けた被保険者が三割、残りの七割をみなさん方から納めていただいた国民健康保険税のほかに、国の補助金、交付金等であつていきます。

(住民課)

お知らせ

六月十五日現在で行われました「事業所統計調査」は、みなさまのご協力により、無事終了いたしました。

現在、県の審査も終了

調査 した国で集計が行われており、結果は、国や地方自治体計との経済計画、地域開発計画、画などのほか、社会保障業務所あり雇用施策などの各種行政施策の基礎資料として、協力 多くの分野で利用されています。

この調査にご協力くださいましたみなさまに、厚くお礼申し上げますとともに、今後の各種統計調査につきましても、よろしくご協力くださいますよう、お願いいたします。

(企画課)

募集します

警察官、交通巡視員

たぐいまる埼玉県警察では、昭和五十四年四月採用予定の警察官及び交通巡視員を募集しております。

(募集要領)

○採用予定人員

警察官 約三五〇名

交通巡視員 約三〇〇名

○受験資格

警察官 A

昭和二十六年四月二日以降に生まれた男子で、大学を卒業された方、又は昭和五十四年三月卒業見込みの方。

警察官 B

昭和二十六年四月二日から昭和三十六年四月一日までに生まれた男子(高校卒業程度)

交通巡視員

昭和二十九年四月二日から昭和三十六年四月一日までに生まれた女子(高校卒業程度)

○募集受付期間

昭和五十三年八月一日(火)から昭和五十三年九月十四日(木)まで

○試験日

第一次試験 昭和五十三年十月一日(日)

第二次試験 昭和五十三年十月六日(金)

警察官 A

昭和五十三年十月六日(金)

警察官 B

昭和五十三年十月五日(木)

交通巡視員

昭和五十三年十月六日(金)

このほか、詳しいことは熊谷警察署警務係、電話二一〇〇四二

内線二〇五番、又は駐在所へお問合わせ下さい。



節約セツちゃん、このクラー止めて、暑くてやきやきだよ。水着持ってくる。お風呂。

楽しい夏休みのひとときを、映画観賞ですごしてみませんか。

大里広域視聴覚センターでは夏休み期間中「映写機」、「映画フィルム」、「VTR」等の貸出しをいたします。

申込み方

法は、子供

会、自治会

地区各種

グループ等の団体で、教育委員会事務局または視聴覚センターへ申込んでください。利用期間は三日から五日間位です。

映写機の操作はかんたんですのでセンターに借りに来たときご説明

夏休み期間中

フィルム、映写機貸出し!

「アンデルセン物語、日本昔話シリーズ」、交通安全、中編児童劇、家庭教育等子供、成人、婦人対象の映画フィルム六五〇本程用意してありますので、子供たちを中心にセンターで自由に選んでください。

「家族」を「踊り子」、

「はじめ児童

視聴覚センターは、熊谷市役所七階北側です。

電話で申込みの場合は、〇四八五(二三)一六三八番です。

フィルムは、文芸作品「伊豆の踊り子」、

不用の「ねこ」

引取ります

県では、ねこの引取りについて下記のとおり実施しております。

❖ 引取りの対象となるねこ

所有権の明確なねこに限ります。

❖ 引取り場所

埼玉県飼犬指導センター

江南村板井一三番地

電話 361-2465

❖ 引取りの原則

ねこの所有者自ら引取り場所に引取りを求めること。

印鑑を持参してねこの所有権を

❖ 放棄することになります。引取りの日時 毎週火曜日と木曜日の午前九時から正午まで(休日は除く)

8月の納税

村・県民税 ……第2期分
国民健康保険税 ……第3期分
〔納期8月31日〕
◆みんなの税金 みんなのために◆